大和川線(大阪府道高速大和川線)大和川第二トンネル、 大和川第三トンネルにおける危険物積載車両の通行の規制に関する検討

1 水底トンネル等の要件適合性

トンネルにおける危険物積載車両の通行規制については、道路法第46 条第3項に、

- ①水底トンネル
- ②水底トンネルに類するトンネル

における交通の危険を防止し、又はトンネル構造を保全するため、危険物積載車両の通行を禁止し、又は制限することができるものと規定されている。

また、②の「水底トンネルに類するトンネル」については、道路法施行規 則第4条の9において、

- (ア) 水際にあるトンネルで当該トンネルの路面の高さが水面の高さ以下のもの
- (イ) 長さ5千メートル以上のトンネル とされている。

大和川第二トンネルは、一級河川大和川の左岸側に並行する延長約0.7 kmのトンネルであり、路面の高さが一級河川大和川の水面の高さ以下であることから、危険物積載車両の通行を禁止し、又は制限できる「水底トンネルに類するトンネル(上記②(ア))」に該当する。

大和川第三トンネルは、一級河川西除川と交差および近接し並行する延長約4.9kmのトンネルであり、交差する部分においては、危険物積載車両の通行を禁止し、又は制限できる「水底トンネル(上記①)」に、近接し並行する区間においては、路面の高さが一級河川西除川の水面の高さ以下であることから、危険物積載車両の通行を禁止し、又は制限できる「水底トンネルに類するトンネル(上記②(ア))」に該当する。

2 規制内容の基本的考え方

大和川第二トンネル、大和川第三トンネルについては、以下の理由から、 危険物積載車両の通行を禁止又は制限する必要はないと考えられる。

- ①危険物積載車両に係る事故等が発生した場合であっても、一級河川大和 川との離隔距離が十分あり、浸水速度が遅くトンネル内で避難が困難と なる水位に達するには時間がかかるため、避難時間を十分確保できるこ と
- ②危険物積載車両に係る事故等が発生した場合であっても、解析の結果、トンネル構造物に大きな影響を与えることはないため、一級河川西除川と交差および近接し並行しているが、浸水速度が遅くトンネル内で避難が困難となる水位に達するには時間がかかるため、避難時間を十分確保できること